



野球及びソフトボール用捕手ヘルメットの認定基準及び基準確認方法

(公開用)

## 野球及びソフトボール用捕手ヘルメット専門部会専門委員名簿

(委員は50音順)

	氏名	所属
部会長	牧 廣	拓殖大学
委員	芦立 秀義	ラインランド技術検査協会ジャパン株式会社(西独)
	安食 仲秋	社団法人日本野球機構
	磯野 祐三	東洋物産工業株式会社
	市原 浩	財団法人日本中学校体育連盟
	井本 康則	ゼット株式会社
	柿沼 則夫	財団法人全日本大学野球連盟
	川又 輝長	社団法人日本スポーツ用品工業協会
	児島 教雄	名和興産株式会社
	小林 肇	東京大学
	後藤 孝夫	ヤング株式会社
	五味 博一	財団法人全日本軟式野球連盟
	佐藤 啓	通商産業省産業政策局消費経済課消費者用製品指導室
	佐藤 哲郎	クノー工業株式会社
	猿渡 和弘	アシックス株式会社
	品川 伸一	ベルガード株式会社
	篠原 一豊	日本野球連盟
	島田 豊彦	通商産業省生活産業局文化用品課
	杉山 量重	財団法人日本車両検査協会
	関 隆夫	ミズノ株式会社
	高橋 文男	製品安全協会
	内藤 雅之	財団法人日本学生野球協会
	林 敬次郎	全日本野球バット工業会
	Pritz Kestner	Underwriters Laboratories Inc.日本代表(米国)
	保坂 昭	財団法人日本ソフトボール協会
	細川 幹夫	工業技術院標準部繊維化学規格課
	本間 政雄	文部省体育局生涯スポーツ課
	益沢 秀明	関東通信病院
松井 猛	日本リトルリーグ野球協会	
三輪 武	財団法人日本高等学校野球連盟	
村上 義則	通商産業検査所商品テスト部安全監督課	
Maria Dennison	SPORTING GOODS MANUFACTURERS ASSOCIATION (米国)	
事務局	製品安全協会	〒106 東京都港区六本木3丁目17番7号 電話(03)-582-6231 (代)

# 野球及びソフトボール用捕手ヘルメットの認定基準及び基準確認方法

## 1. 基準の目的

この基準は、野球及びソフトボール用の捕手ヘルメットの安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の生命又は身体に対する被害の発生の防止を図ることを目的とする。

## 2. 適用範囲

この基準は、野球)及びソフトボールの競技、又は練習中において打者の振りきったバットにより加わる衝撃から捕手の頭部を保護するために着用する捕手ヘルメット(以下「ヘルメット」という)について適用する。

(注) :ここでいう野球とは、硬式野球、準硬式野球及び軟式野球を含む。

## 3. 形式区分

ヘルメットの形式は、次のとおりとする。

A 種 マスクを併用するが、スナップ等で固定する形式ではなく、前頭部を覆う構造のヘルメットをいう。

B 種 マスクをスナップ等でヘルメットに固定して使用するヘルメットであり、ヘルメット自体は前頭部を完全に覆わない構造のものをいう。

(注) ここでいうマスクには、打者用ヘルメット使用時に併用するフェースガードは含まない。

(備考) { } を付けて示してある単位及び数値は、従来単位であり規格値である。

## 4. 安全性品質

ヘルメットの安全性品質は、次のとおりとする。

項目	認定基準	基準確認方法
1. 外観、構造及び寸法	<p>1. ヘルメットの外観、構造及び寸法は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 各部には、人体に傷害を与えたる、性能を損なうおそそのめのある傷、割れ、ひび、まくれ、はく離等の欠陥がないこと。</p> <p>(2) 帽体の表面は滑らかであり、縁は丸みをもっていること。</p> <p>(3) 帽体に固定されたスナップ及びその他の堅い突出物は、帽体外表面から0mm 以上突き出していないこと。</p>	

項目	認定基準	基準確認方法
	<p>(4) 帽体内表面には、着用者の頭部を傷つけるおそれのある堅い突出物がないこと。</p> <p>(5) 着用者の頭部によくなじむ構造であり、脱げやすい構造ではないこと。</p> <p>(6) B種にあつては、マスクを確実に固定できる構造であること。</p> <p>(7) 左右、上下の視野は十分確保されている構造である。</p> <p>(8) 帽体は、正常な状態で着用したとき、頭部を十分覆う構造であること。</p>	

項目	認定基準	基準確認方法
2.耐衝撃性	<p>(9) イヤーフラップを有しているものにあつては、著しく聴力を損ねない構造であること。</p> <p>(10) 通気性に考慮していること。</p> <p>(11) 内装体(帽体内面に貼付又は取り付けられているサイドクッションなど)は、帽体に確実に取り付けられていること。</p> <p>(12) 帽体の剛性を損なうような厚さの不均一部や偏肉がないこと。</p> <p>2.ヘルメットは、衝撃試験を行ったとき、<math>0m/s^2</math> (0 G)以上の衝撃加速度を生じず、かつ人体を傷つけるおそれのある破片が生じないこと。</p>	

項目	認定基準	基準確認方法
3.材料	<p>3.ヘルメットの材料は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 内装体及び着装体(電体及び内装体以外のものを総称していう)は、着用者の汗等により変質しない材料で作られていること。</p> <p>(2) 耐しよく性材料以外の金属材料は、防せい処理が施されていること。</p>	

## 5.表示及び取扱説明書

ヘルメットの安全性品質は、次のとおりとする。

項目	認定基準	基準確認方法
1.表示	<p>1.製品には、容易に消えない方法で、次の事項を表示すること。 なお、(1)については、帽体外表面の見やすい箇所に明示すること。</p> <p>(1) 捕手用又は捕手専用ヘルメットである旨。</p> <p>(2) 大きさ(ヘルメットのサイズ)</p> <p>(3) 申請者(製造業者、輸入業者等)の名称又はその略号</p> <p>(4) 製造年月若しくは輸入年月、又はその略号。</p>	
2.取扱説明書	<p>2.製品には、次に示す趣旨の取扱い上の注意事項を明示した取扱説明書を添付すること。</p> <p>(1) 取扱説明書を必ず読み、読んだあと保管すること。 ただし、以下の各項を製品に容易に消えない方法により表示してあるものにあつては、本項を省略してもよい。</p> <p>(2) 頭によくあつたヘルメットを正常に着用すること。</p>	

項目	認定基準	基準確認方法
	<p>(3) 大きな衝撃を受け、ひび割れ等の損傷や変質が生じたヘルメットは使用しないこと。</p> <p>(4) ヘルメットの手入りに用いる洗剤、消毒剤、溶剤等を明示すること。</p> <p>(5) プロ野球の選手が使用した場合には、SG マークの補償制度の対象とならないこと。</p> <p>(6) 製造業者、輸入業者又は販売業者の名称、住所及び電話番号。</p>	